

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答(再度募集)

平成30年2月2日

No.	資料名	頁	項目				意見・質問内容	回答
1	従前の募集要項等に対する質問への回答						従前の「募集要項等に対する質問への回答」について、再公告において公表された、公募資料の変更箇所該当する事項を除き全て踏襲されるものと理解してよろしいですか。そうでない場合、踏襲されない事項についてお示し下さい。	従前の「募集要項等に対する質問への回答」については、公募資料の変更箇所該当する事項を除き全て踏襲するものとします。なお、同内容の質問に対する回答が異なる場合、最新の日付での回答を優先します。
2	従前の個別対話議事録						従前の「個別対話 議事録」について、再公告において公表された、公募資料の変更箇所該当する事項を除き全て踏襲されるものと理解してよろしいですか。そうでない場合、踏襲されない事項についてお示し下さい。	従前の「個別対話 議事録」については、今募集については踏襲いたしません。
3	要求水準書	12	2	2	4		インフラの整備状況 市は、鹿野園配水池より鉢伏街道等に、事業者の提案による管径の水道管を敷設する。との記載がございますが、新斎苑施設整備において、工事用水として使用する必要がございます。事業者にて、いつ頃から敷地内へ水道管を引き込みができませんでしょうか。スケジュールについて、お示し下さい。	平成32年12月までには敷地内への水道管引き込みができると考えています。
4	要求水準書	12	2	2	4		インフラの整備状況 市は、鹿野園配水池より鉢伏街道等に、事業者の提案による管径の水道管を敷設する。との記載がございますが、当該水道管及び受水槽の維持管理は、事業者の業務範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	資料-5 対価の算定及び支払い方法 公募資料の変更箇所一覧	3 9	2	1	3		提案金額の算定方法 貴市において設計・協議がなされている範囲(本設橋梁、仮設橋梁、並びに市道、構内通路等)でございますが、公募資料の変更箇所一覧の備考欄に精算未実施に伴い精算方法削除との記載がございます。これは、現在公表頂いている予備設計レベルの本設橋梁を含め、事業者にて概算積算することとし、詳細設計完了後、想定以上の費用が生じても追加対応はなく、事業者リスクとなるということでしょうか。詳細設計完了予定は3月15日のため精算対象とすべきと考えます。ご検討頂きますようお願いいたします。	予算の範囲内において協議します。
6	計画変更に伴う提案書提出について						再提出期日までの日数不足のため、これから詳細計画を立案の上、提案書(図面作成を含む)に全ての事項を反映することは、不十分な完成品にしかありません。従って、提案書は前回提出物をベースとし、図面はラフスケッチ程度(参考図レベル)のものに、変更部分を朱書き訂正等で記載する対応とさせていただきます。また、質疑回答・要望事項等により、提案書等は更に変更を要するものと思われるので、最終的な提案書は後日(基本設計段階)、差し替えさせて頂きたく考えております。	図面の精度等については、ご提案に委ねます。なお、後日の差替えは認めません。
7	資料-4 提案書提出関連書類様式集						新たに、様式Ⅷとして、各様式シリーズの概要版の提出が求められていますが、事業者選定基準において様式Ⅷは配点対象となっておりません。限られた時間における提案書再提出であることに鑑み、当該概要版は不要としていただけますでしょうか(応募者側の作業負担軽減にご配慮いただきたい)。	ご協力をお願い致します。
8	要求水準書	11	2	2	2		周辺状況 鉢伏街道東側からの資材の搬出入が可能とのことですが、現状では、枝払い等障害物の除去が必要と思われます。市において工事用車両通行に支障となる障害物を除去頂けると考えて宜しいでしょうか。	市としても、事業者との協議により、所有者の了解を得るための協議等を積極的に実施します。障害物の除去については、事業者で実施してください。
9	要求水準書	11	2	2	2		周辺状況 鉢伏街道東側からの資材の搬出入が可能とのことですが、現状で通行制限等ありますでしょうか。 また地元協議により想定条件が変わる場合は、工程、費用について協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	現状では、通行制限はありません。現状を踏まえ、現実的な条件を想定してください。市としても、地元協議等を積極的に実施し、理解が得られるよう努めます。その上で、止むを得ない場合は、協議に応じるものとします。

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答(再度募集)

平成30年2月2日

No.	資料名	頁	項目				意見・質問内容	回答	
10	要求水準書	44	2	9		道路計画	仮設橋梁については応募者の提案とありますが、本設橋梁については市の設計に基づいて施工するという理解で宜しいでしょうか。 その場合、本設橋梁の仮設も含めて管理者との協議により変更された場合は工程、費用について協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	本設橋梁については、市の設計に基づいて施工してください。 河川管理者とは、協議を実施の上、詳細設計を進めていますので、大きな変更はないものと考えています。大きく変更が生じる場合は、協議に応じるものとします。	
11	要求水準書	14	2	3	2	(3)	造成計画	敷地造成において現地盤土質が想定と著しく違う場合は、変更の対象と考えて宜しいでしょうか。	ボーリングデータ等より判断してください。施工段階で、著しい相違がある場合は協議に応じるものとします。
12	質問回答							平成29年10月22日公表の募集による質問への回答、個別対話の内容については、今回の募集においても有効と考えて宜しいでしょうか。	今回の募集において、募集要項等に対する質問は踏襲いたしますが、個別対話の内容については踏襲いたしません。
13	資料-5 対価の算定及び支払い方法 公募資料の変更箇所一覧	3 9	2	1	3		提案金額の算定方法	従前にご提出した、質疑No.5に対する補足確認でございますが、本事業において貴市予算に対して、事業者側が算出する事業費に大きな乖離が生じていることと思慮します。つきましては、貴市における設計範囲は、実数・実費精算にて対応して頂きたいと考えております。ご検討のほどお願いいたします。	予算の範囲内において協議します。
14	資料-9 設計・施工 一括型工事							従前の「募集要項等に対する質問への回答」のNo.390にて、改定建築士法に規定される法定記載事項について、「契約締結時に別途書面により締結します。」とありますが、別途書面をご提示下さい。	四会連合協定の再委託契約書等の、「2)建築士法第22条の3の3に規定する記載事項を業務委託契約書類へ添付する書面」に準じたものを想定しています。
15	資料-10 工事監理 業務委託契約書							従前の「募集要項等に対する質問への回答」のNo.412にて、改定建築士法に規定される法定記載事項について、「No.390の回答をご参照ください。」とありますが、別途書面をご提示下さい	上記No.14をご参照ください。
16	資料-9 設計・施工 一括型工事請負仮 契約書		3				履行期間	近隣協議、行政諸官庁協議、設計変更及びその他予期せぬ事体が生じての工期延長は、事業者のリスクとせず、工期延長に伴う経費も含めて協議の上ご精算頂けますでしょうか。	予期せぬ事態が生じた場合には、協議に応じます。
16	募集要項	14					SPCの設立	優先交渉権者は、契約締結に合意し、本事業を実施するSPCを設立する場合は、速やかにSPCを設立することとありますが、基本契約書(案)の記載では2月中にSPCを設立するように読み取れ、公募資料の変更点とは矛盾しています。SPCの設立及び各種契約締結のスケジュールについてご教授ください。	基本契約書(案)の記述については、基本協定を2月中に締結し、その後、SPCを設立する旨記載してあります。スケジュールについては、優先交渉権者の決定が2月下旬を予定しており、その後、契約交渉を予定しています。
17	要求水準書	17					各施設の要求水準 喫煙コーナー	敷地内は禁煙とし、喫煙コーナー等は設置しない、とありますが、遺族や会葬者、葬祭事業者の要求に応えることを目的に、建物外に喫煙スペースを提案することはよいのでしょうか。	敷地内は禁煙としてください。
18	要求水準書	11					敷地条件	今回の敷地境界をご教授ください。 造成計画にあたり、西側の切土法面が敷地境界を侵すことが懸念されますが、どのようにお考えでしょうか。 また、都市計画決定の変更はお考えでしょうか。その場合は変更スケジュールもご教授ください。	敷地については、従前と変わらず、都市計画決定の範囲とします。法面の取扱いについては、協議中ですが、都市計画区域の変更は想定しておりません。